

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 47 年豊明市条例第 34 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第 20 条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 20 条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
附 則 （施行期日） 第1条 （略） <u>（令和3年3月31日までの間における地域手当相当額に関する特例）</u>			附 則 （施行期日） 第1条 （略） <u>（令和6年3月31日までの間における地域手当相当額に関する特例）</u>		
第2条 <u>令和3年3月31日までの間における地域手当相当額の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に上げる字句とする。</u>			第2条 <u>令和6年3月31日までの間における地域手当相当額の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
第5条第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合	第5条第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和33年豊明市規約第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
<p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山 町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜 町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部 知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 <u>北名古屋水 道企業団</u> 尾張市町交通災害共済組合 北設広域事務組合 海部東部消防組 合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組 合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部 消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合</p>		<p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山 町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜 町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部 知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 <u>北名古屋水 道企業団</u> 北設広域事務組合 海部東部消防組 合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組 合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部 消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合</p>	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村	
1区	5人	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市 長久手市衛生組合	
2区	2人	知立市 高浜市 田原市 みよし市 衣浦東部広域連	

		合			合
3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部 南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組 合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組 合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区 水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病 診療所組合 西春日井広域事務組合	3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部 南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組 合 北名古屋水道企業団 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組 合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区 水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病 診療所組合 西春日井広域事務組合
4区	2人	幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 北設広域事務組合	4区	2人	幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 北設広域事務組合

尾三消防組合同規約（昭和46年12月1日愛知県知事許可）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>尾三消防組合同規約</p> <p style="text-align: right;">昭和46年12月1日 許可</p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。</p> <p><u>（1） 組合市町均等割</u></p> <p><u>（2） 組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積割</u></p> <p><u>（3） 組合市町のそれぞれの救急件数割（過去3か年分）</u></p> <p><u>（4） 組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>尾三消防組合同規約</p> <p style="text-align: right;">昭和46年12月1日 許可</p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の分担金は、次に定めるところによって算出した額の合計額により組合市町が負担する。</p> <p><u>（1） 分担金の総額の100分の30の額を組合市町均等の割合で算出した額</u></p> <p><u>（2） 分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積の割合で算出した額</u></p> <p><u>（3） 分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前々年の12月31日以前3年間の救急出場件数の割合で算出した額</u></p> <p><u>（4） 分担金の総額の100分の20の額を組合市町のそれぞれの前年度の普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額の割合で算出した額</u></p> <p>3 （略）</p>